

妊婦のための支援給付事業

妊婦等包括相談支援事業のご案内

大阪市では、子ども・子育て支援法における「妊婦のための支援給付事業」と、児童福祉法における「妊婦等包括相談支援事業」を効果的に組み合わせて、伴走型相談支援（妊婦等の身体的、精神的ケア）及び経済的支援を実施します。

伴走型相談支援

経済的支援

➡ 面談・アンケートを通じて、必要な支援につなぎます

➡ 給付金の支給により、経済的負担の軽減を図ります

事業の内容

① 妊娠の届出 (母子健康手帳の交付)

妊婦であることの 認定申請

- ・ 医師または助産師の診断を受け、妊娠が確認できれば、妊娠の届出をしてください
- ・ 届出時に、妊婦であることの認定申請案内を交付します

▶ 保健師等が健康状態などをお伺いする面談を行います

- ・ **妊婦ご本人が申請**してください。

申請期限：医療機関等で妊娠を確認した日から2年後の前日

支給額：妊婦1人につき5万円

② 妊娠8か月頃の アンケート(及び面談)

- ・ 妊娠7か月頃に近況をお伺いするアンケートを送付しますので、アンケートの回答にご協力をお願いします

▶ 面談希望者には、保健師または助産師がご自宅を訪問し、出産・子育てに向けての準備や過ごし方など、安心して赤ちゃんを迎えるための面談を行います

③ 乳児家庭全戸訪問 (出産後の家庭訪問)

妊娠したこどもの 数の届出

- ・ 赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳交付時にお渡しした新生児出生連絡票（青色はがき）を提出・送付してください

▶ 保健師または助産師がご自宅を訪問し、赤ちゃんの発達相談や産後の体調管理、育児相談などの子育てに関する面談を行います。
訪問した際に、妊娠しているこどもの数の届出案内を交付します

- ・ **妊産婦ご本人が届出**してください。

届出期限：出産予定日8週間前の日から2年後の前日

支給額：妊娠したこどもの数につき5万円

※出産予定日8週間前の日以降から届出可能

令和6年4月2日から令和7年3月31日までにこどもが生まれた方

- 乳児家庭全戸訪問を受けられた方は、子育て応援給付金の対象となります。
- 詳しくは、下記ホームページをご覧ください。お問い合わせ先までご連絡ください。
ホームページアドレス：<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000586377.html>



Q 妊婦支援給付金の支給はいつから始まったのですか

A 本給付金は令和5年2月に事業開始した「出産・子育て応援交付金事業」が法定事業化されたものであり、令和7年4月から事業開始しています。

Q 妊婦支援給付金の対象者の条件は何ですか

A ①申請・届出時点で大阪市に住所があり、
②妊娠期間中に国内に住所がある妊婦（※）である（あった）方が対象です
※産科医療機関等で医師等による胎児心拍の確認が必要です

Q 多胎を妊娠した場合、受け取れる金額はいくらですか

A 妊婦であることの認定分の給付金は、多胎妊娠でも5万円の支給となります。
なお、妊娠したこどもの数の届出分の給付金は、妊娠したこどもの数×5万円を受給することとなり、双子の場合では10万円を受給できます。

Q 妊娠判定薬で陽性反応が出たのですが、妊婦支援給付金を受け取れますか

A 妊婦支援給付金を受給するためには産科医療機関等を受診し、医師等による妊娠（胎児心拍）の確認が必要となります。
まずは、産科医療機関等を受診してください。

Q 妊婦支援給付金の申請は、こどもの父親は申請はできますか

A 妊婦支援給付金は妊婦（もしくは、産婦）のみ申請できます。
このため、妊婦以外の方（父親・祖父母など）は受け取ることができません。

Q 流産・死産となった場合、妊婦支援給付金を受け取れますか

A 流産・死産等であっても妊娠の事実を確認できた場合、妊婦支援給付金（妊娠認定分・こどもの数届出分）を受給することができます。



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市役所や区役所、こども家庭庁（の職員）などのかたった不審な電話や郵便があった場合は、表面の問い合わせ先や最寄りの区役所、警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。